

交付申請の概要

特設サイトのマイページから、改良型救命いかだ等、業務用無線設備と非常用位置等発信装置の3つの安全設備を申請いただけます。

マイページの**交付申請**から申請していただきます。

■ 登録していただく情報

申請者情報

法人名/個人名
法人番号
代表者名
住所
代表電話番号 他

安全設備申請の有無

改良型救命いかだ等
業務用無線設備
非常用位置等発信装置

船舶情報

船舶名
船舶検査済票番号
航行区域
総トン数
船舶の長さ
旅客定員
最大搭載人員 他

■ 提出していただく証憑

本人 確認書類	履歴事項全部証明書 本人確認書類
船舶 確認書類	船舶検査証書 ・一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は 旅客不定期航路事業の許可書（該当する場合に限る） ・対外旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は 不定期航路事業の届出の控え（該当する場合に限る）
	使用船舶明細書(許可申請又は届出時に提出)
	傭船契約書(該当する場合に限る)
	航路図(航行区域が平水の場合に限る)

【パソコンからの申請をお勧めします】

当申請システムでは、パソコンでの最適な動作を保証しております。締め切りが迫っていますので、スムーズに申請していただくために、パソコンからの申請をお願いいたします（スマートフォンやタブレット端末は動作保証の対象外となります）。

次ページ以降提出書類を説明します

交付
申請

履歴事項全部証明書

法人 本人確認書類

履歴事項全部証明書

東京都*****
株式会社*****

会社法人等番号	*****		
商号	株式会社*****		
本店	東京都*****	年	月
		日	変更
	東京都*****	年	月
		日	移転
		年	月
		日	登記
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	年	月	日
目的	1. *****		
	2. *****		
	3. *****		
	4. *****		
	5. *****		
	6. *****		
	7. *****		
	8. *****		
発行可能株式総数	***株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数	年	月
	***株	日	変更
		年	月
		日	登記
資本金の額	金***万円		
株式の譲渡制限に関する規定	*****		
役員に関する事項	取締役	***	年
			月
			日
			重任
	取締役	***	年
			月
			日
			登記

整理番号 ***** * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/2

全ページを提出

発行から3ヶ月以内

船舶検査証書の船舶所有者欄に記載されている所有者が法人の場合は、本人確認書類として履歴事項全部証明書を提出してください。

- 複数ページがある場合は全ページを提出してください。
- 3ヶ月以内に発行された証明書を提出してください。

申請前に確認してください

船舶検査証書

第1-10号

船舶及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船舶港又は定泊港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船 船 太 郎
航行区域又は従業制限	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から13.5度引いた線と、神奈川県藤崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から17.0度引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から2.0海里以内の水域及び東京都新島北端から半径2.0海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大乗客	7人	
最大乗員	1人	
その他乗客	0人	
乗員計	8人	
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日（東京）		

日本小型船舶検査機構
日本小型船舶検査機構支所

補助金の申請は、船舶所有者欄に記載された法人の方が対象者となります

交付申請

本人確認書

1枚でOKな本人確認証

運転免許証



小型船舶操縦免許証



マイナンバーカード、船員手帳、海技免状 他

在留カード(外国籍の方)



2枚が必要な本人確認証

健康保険



社員証



国民健康保険被
保険者証
共済組合員証
船員保険被保険
者証
年金手帳又は年
金証書
基礎年金番号通
知書

社員証・写真付
学生証・写真付
療育手帳・写真
付き
身体障害者手
帳・写真貼替え
防止のないもの

個人 本人確認書類

船舶検査証書の船舶所有者欄に記載されている所有者が個人の場合は、本人確認書類として運転免許証や小型船舶操縦免許証などの免許証や身分証明書を提出してください。

- 証明書は有効期間内であること。

申請前に確認してください

船舶検査証書		
第1-10号		
船舶及び船名	船舶番号、船舶検査済書の番号又は漁船登録番号	船舶港又は定泊港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船 船 太 郎
航行区域	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から13.5度引いた線と、神奈川県藤沢を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から17.0度引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から2.0海里以内の水域及び東京都新島北端から半径2.0海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大乗客	乗客	7人
最大乗員	乗員	1人
乗客	乗客	0人
乗員	乗員	8人
制限状況	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)		
日本小型船舶検査機関		日本小型船舶検査機関 機関印

補助金の申請は、船舶所有者欄に記載された個人の方が対象者となります

交付
申請

船舶検査証書

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶 太郎
航行区域又は従業制限 <small>(「国航海に際する場合にあってはその旨」)</small>	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県鰐崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅客	7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)		
		日本小型船舶検査機構 機構之印

補助対象船舶確認書類

船舶審査の確認書類として 船舶検査証書を提出してください。

- 裏面に記載がある場合は表裏の両ページを提出してください。
- 有効期間内の書類を提出してください。
- 全項目が判読できる鮮明な画像で提出してください。

申請前に確認してください

沿海区域の航行区域にご注意ください

航行区域が沿海区域でただし書きが記載されている場合は、沿海区域ではなく2時間限定沿海(又は沿岸5海里)となります。簡易診断の際にお間違えないようご注意ください。

「裏面記載」は表面/裏面の両面を提出してください

船舶検査証書に記載されている最大搭載人数などが裏面に記載され、「裏面記載」と記載がある場合は、**表面・裏面の両ページ**を提出してください。

最大とう載人員		
(旅客)	その他の場合	22人
(船員)	その他の場合	0人
(その他の乗船者)	その他の場合	0人
計	その他の場合	24人
(旅客)	不定期航路事業の場合	12人
(船員)	不定期航路事業の場合	2人
(その他の乗船者)	不定期航路事業の場合	0人
計	不定期航路事業の場合	14人
(旅客)	漁労をする間	0人
(船員)	漁労をする間	3人
(その他の乗船者)	漁労をする間	0人
計	漁労をする間	3人

裏面に最大搭載人数が記載されている例

交付
申請

許可書

海上運送法の適用を受ける船舶確認書類

北海（不）第000号

許 可 書

株式会社〇〇〇〇〇〇
代表取締役〇〇 〇〇 様

平成〇〇年〇月〇日付をもって申請のあった〇〇〇〇〇〇に係る旅客不定期航路事業は、下記の条件を付して許可します。

記

1. 旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため、旅客を被保険者とし、旅客定員1名に対し保険金額が〇〇〇万円以上である保険契約を運行開始の日までに締結し、かつ、その契約を継続すること。
ただし、上記保険契約に代えて貴社が被保険者となることによって、上記保険と同じ効果を有する保険契約を締結することも差し支えない。

2. 運航開始前において、次の事項につき当局の確認を受けること。
(1)安全確認検査を受けること。
(2)運航の管理に関する規定を定めたこと。
(3)上記1の条件に基づき、所要の保険契約を締結したこと。

平成〇〇年〇月〇日

北海道運輸局長 〇〇 〇〇〇

国土交通省

海上運送法の適用を受ける船舶である証拠書類として、地方運輸局に申請して許可された「航路事業」の許可書を提出してください。

- 有効期間内の許可書を提出してください。
- 地方運輸局長の押印のある許可書を提出してください。

申請前に確認してください

- 航路事業者と船舶所有者が同一者であることを確認してください。
- 航路事業者と船舶所有者が異なる場合は、備船契約書（船舶所有者が航路事業者に船舶を貸与していることがわかる契約書）が必要です。

届出書(頭紙)

令和 年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
TEL
FAX
メールアドレス

人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書

下記のとおり人の運送をする内航不定期航路事業を開始しますので、海上運送法第20条第2項及び同法施行規則第22条の規定により届出します。

1. 住所及び氏名
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

2. 使用船舶の明細 (第一号様式による) その他開始しようとする事業の概要
(1) 使用船舶
隻 (別添使用船舶明細書のとおり)

(2) 事業の概要
※旅客船 (旅客定員13人以上) を使用する場合
・ 航路の起点、寄港地、終点
・ 運航日程 (運航日程が未定の場合は運航の時期)
・ 乗合旅客の運送か貸切旅客の運送かの別
※非旅客船を使用する場合
・ 航路が一定のものにあっては航路の起点、寄港地、終点
もっぱら一定の海域 (水域) において運航するものにあつては、その海域 (水域) の名称
・ 運航が特定の時期に限られるものにあつてはその運航の時期
・ 通勤、通学客か観光客か等主要旅客の概要

3. 事業開始の年月日
令和 年 月 日 (予定)

4. 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

海上運送法の適用を受ける船舶確認書類

海上運送法の適用を受ける船舶である証拠書類として、地方運輸局に届出を行った「人の運送をする内航不定期航路事業」などの届出書を提出してください。

- 申請者、事業開始年月日、概要等が記載されている1枚目を提出してください。(但し1枚目に記載されていなければ上記項目の記載がある2枚目以降をご提出ください。)
- 安全管理規程の届出書や変更届では申請できません。

申請前に確認してください

- 届出書の申請者と船舶検査証書の所有者が同一人であることを確認してください。
- 航路事業者と船舶所有者が異なる場合は、傭船契約書(船舶所有者が航路事業者に船舶を貸与していることがわかる契約書)が必要です。
- 届出書の控えが手元にない場合は、届出をした地方運輸局より【証明願】の発行を受けてください。※詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

交付申請

使用船舶明細書

使用船舶明細書

船名			
船舶の種類			
船質			
進水年月			
船舶所有者			
総トン数			
貨物積載容積			
自動車航送に係る自動車積載面積			
旅客定員			
主機の種類			
連続最大出力			
航海速度			

※ () 書は予備船

海上運送法の適用を受ける船舶確認書類

許可申請又は届出の際に提出した使用船舶明細書を提出してください。

- 使用船舶明細書には対象船舶が記載されていること

申請前に確認してください

船舶検査手帳では申請できませんのでご注意ください。

<船舶検査手帳>

船舶検査手帳

船舶検査済票の番号 第200-00000号

平成24年9月12日 交付

日本小型船舶検査機構

交付
申請

傭船契約書

船舶傭船契約書（例）

傭船者〇〇（以下、甲という）と△△（以下、乙という。）との間に下記のとおり船舶傭船契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙から次条の船舶を借受け、「〇〇航路」における人の運送をする内航不航路事業に使用することを目的とする。

（賃貸物件）

第2条 乙は、その所有する次の船舶（以下、船舶という。）を甲に貸し渡し、甲は、これを借り受ける。

船名：

船舶番号：

総トン数：

2 甲は、前項の船舶を目的以外に使用してはならない。

（法令順守義務）

第3条 甲は、船舶の使用につき、法令の定めるところに従い安全運航に努めなければならない。

（傭船期間等）

第4条 傭船期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間とする。

運行日は、甲と乙が、別途協議のうえ合意した日とする。

（保険）

第5条 旅客障害賠償責任保険は、甲又は乙が、甲又は乙の保険料負担により加入する。

（疑義等の決定）

第6条 この規約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

傭船者（甲）住所
氏名
船舶所有者（乙）住所
氏名

海上運送法の適用を受ける船舶確認書類

船舶所有者と航路事業許可書/届出書の申請者が異なる場合は傭船契約書を提出してください。

※ただし船舶検査証の船舶所有者欄に記載された船舶借入人が航路事業申請者と同じ場合は除きます。

交付
申請

旅客定員13名以上の旅客船申請書

小型旅客船等安全対策事業費補助金事務局 御中

令和 年 月 日

(旅客定員 13 名以上の旅客船用)

申請書

申請者 (船舶所有者)

氏 名 : _____

下記船舶を、海上運送法の適用を受けず、遊漁船に登録していない
旅客定員 13 名以上の旅客船として補助事業に申請します。

記

船 舶 名 : _____

船舶検査済票番号 : _____

海上運送法の適用を受けず、遊漁船登録していない
旅客船(旅客定員13名以上)の申請資格確認書類

海上運送法の適用を受けず(航路事業の許可申請や届出をしていない)、遊漁船登録をしていない、旅客定員13名以上の船舶は
旅客定員13名以上の旅客船用申請書を提出してください。

- 様式は特設サイトからダウンロードできます。
- 申請者の氏名、申請する船舶名、船舶検査済票番号を記入してください。

申請前に確認してください

- 海上運送法の適用を受けない旅客定員13名以上の旅客船でも**遊漁船の登録している船舶**は補助の対象になりません。
- 海上運送法の適用を受けない**旅客定員12名以下の船舶**は、補助対象にはなりません。

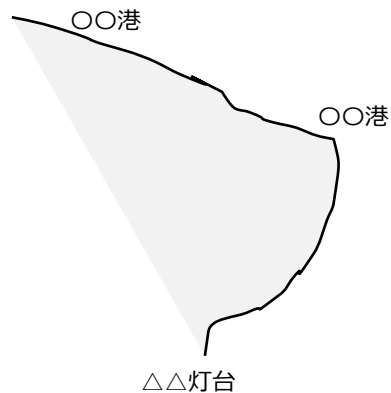
**交付
申請**

航路図(平水のみ)

航行する水域の確認書類

〇〇航路事業 航路図

出発地点 〇〇港
中継地点 △△灯台
到着地点 〇〇港



航行区域が平水の場合、航行する水域を判定するため、航路事業の許可申請又は届出の際に提出した航路図（具体的な出発地点、中継地点、到着地点が明記された資料）を提出してください。

申請前に確認してください

- 具体的な地名から航行する水域が特定できること